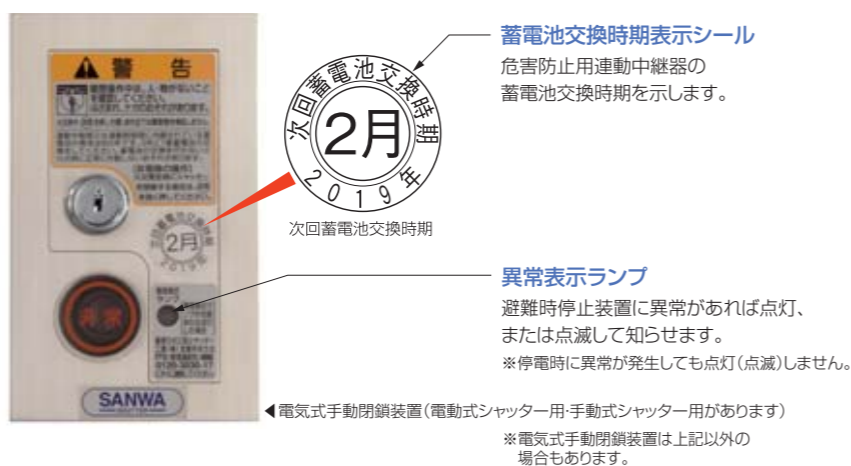


お客様のチェックがしやすいように工夫を凝らしました。

電気式手動閉鎖装置には、異常の有無を簡単に確認できるランプを設けるとともに、危害防止用連動中継器の蓄電池交換時期を示すシールを貼りました。



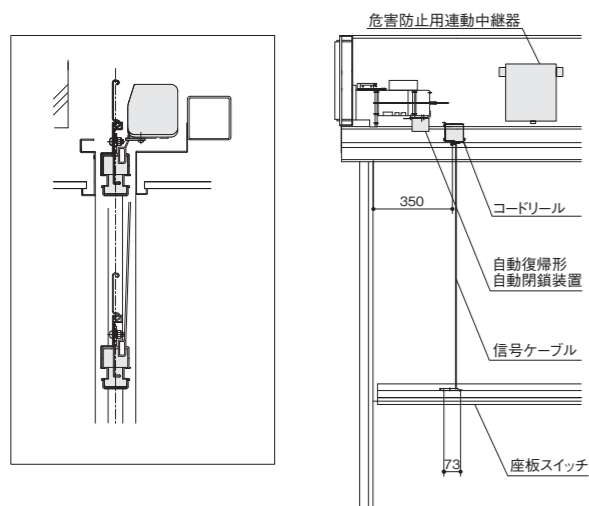
この蓄電池は、常時商用電源で充電しています。寿命は約5年です。
避難時停止装置には蓄電池(バッテリー)を内蔵した危害防止用連動中継器が必要となります。
※商用電源はOFFにしないでください。

メンテナンス上の お願いとご注意

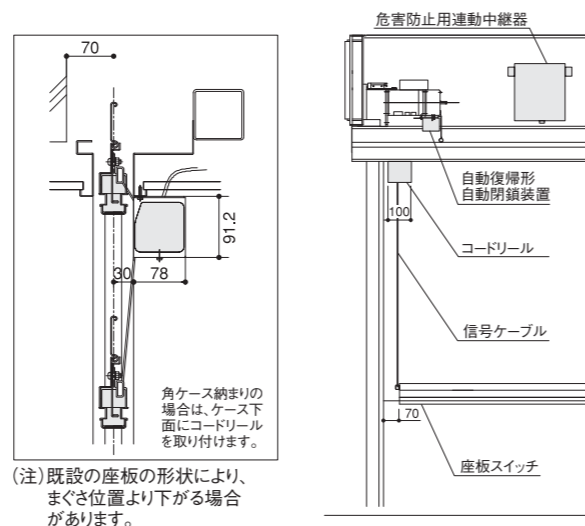
- 1.異常表示ランプが点灯、点滅した場合は、最寄りの営業所またはFTS(修理連絡先)へご連絡ください。
- 2.危害防止用連動中継器に内蔵されている蓄電池の寿命は約5年です。シールの表示に従って交換をしてください。交換を怠ると避難時停止装置が正しく作動しないおそれがあります。蓄電池の交換(有償)は最寄りの営業所またはFTS(修理連絡先)へご連絡ください。蓄電池の寿命5年を保証するものではありません。

参考納まり

新設の場合



既設の場合



単位：mm

改修工事で、防災盤(連動制御器)がない場合には、連動制御器と危害防止用連動中継器の機能がひとつになった「**危害防止機能付き連動制御器(形式:ICH-S)**」をおすすめします。
※詳細は「危害防止機能付き連動制御器」のカタログをご覧ください。



安全に関するご注意

- ・シャッター閉鎖中は避難扉から避難してください。はさまれると危険です。
- ・ガイドレール内部およびガイドレールぎわ約5cm、また床から約5cmの範囲は、座板スイッチの不検知エリアのため、障害物を検知できません。

■品質向上を目的に予告なく仕様を変更する場合があります。 ■印刷物と実物では色が多少ちがいますのでご了承ください。



三和シャッター工業株式会社

<http://www.sanwa-ss.co.jp/>

○商品に関するお問い合わせは ☎0570-063011/03-3346-3011
(土日祝を除く平日9:00~17:00) ※一般電話・公衆電話からは、市内料金で通話可能。

○修理に関するお問い合わせは フルタイムサービスFTS ☎0120-3030-17
(年中無休・24時間受付対応) さんわさんわ い〜な

このカタログは環境に配慮した再生紙を使用しています。

●お問い合わせは

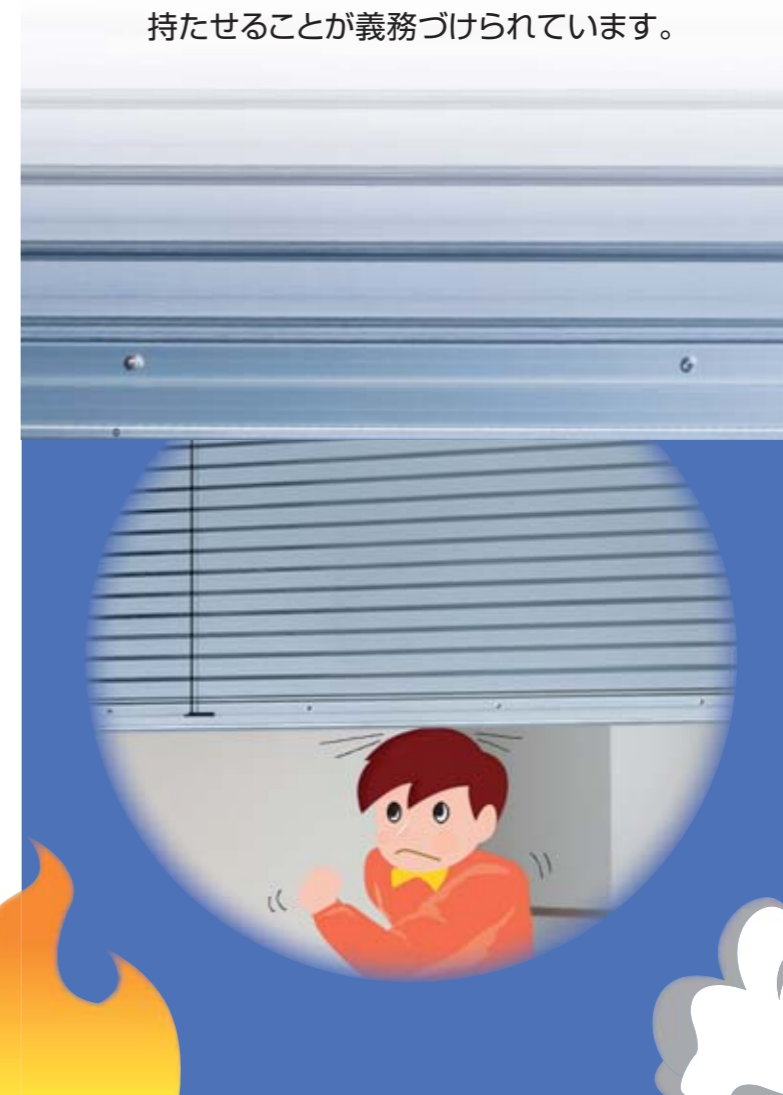
印刷2014年8月 改訂2014年8月
(S-34)H3090(AM/ID)99.01

防火・防煙シャッター用

避難時停止装置※

建築基準法施行令により、

人が通る場所に設置される全ての防火・防煙シャッターには、
周囲の人の安全(シャッターにはさまらないなど)を確保する機構を
持たせることが義務づけられています。



※呼称について/(一社)日本シャッタードア協会では「危害防止機構」としています。

建築基準法施行令112条第14項により、人が通る場所に設置される防火・防煙シャッターには**避難時停止装置(危害防止装置)**を設置することが義務づけられています。

防火・防煙シャッター用避難時停止装置は火災時の煙・熱を感知し、防火・防煙シャッターが閉鎖を始めた時のはさまれ事故を防止するための機構です。座板スイッチ(シャッター下端のセンサ)に障害物が接触すると一旦停止し、障害物がなくなってから再度閉鎖します。

[避難時停止装置は、自動閉鎖装置・危害防止用連動中継器・電気式手動閉鎖装置・コードリール・座板スイッチから構成されています。]
 ※電気式手動閉鎖装置は雨のかかる場所には設置できません。

感知器の誤作動時や停電時にも作動します

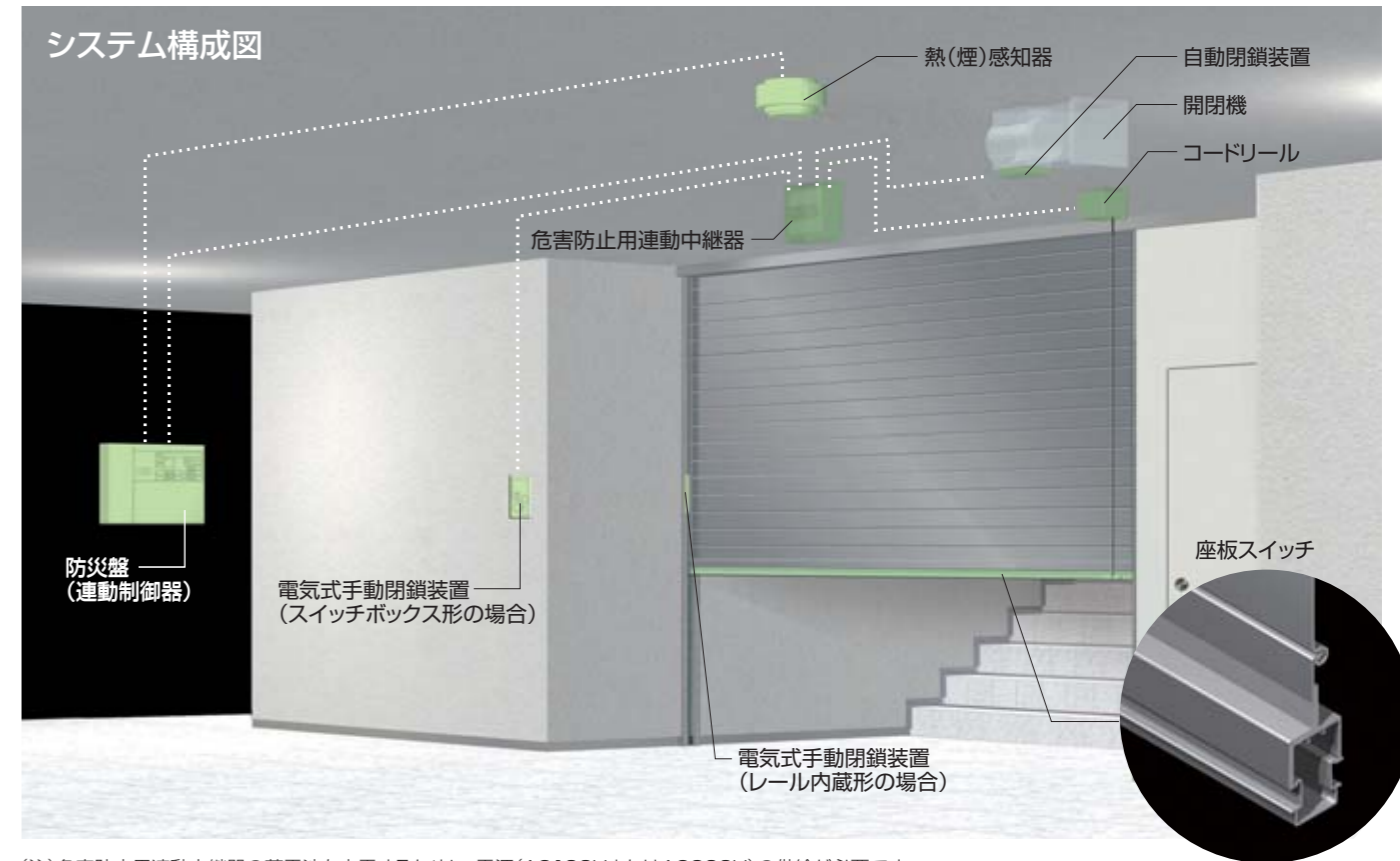
万一、非火災報*により、シャッターが閉鎖した場合でも人などの障害物が接触すると一旦停止します。また、火災などによる停電時でも作動が可能です。

*非火災報とは、火災による熱・煙以外の原因によって設備が作動し、警報を発することをいいます。

既設の防火・防煙シャッターにも取り付けられます

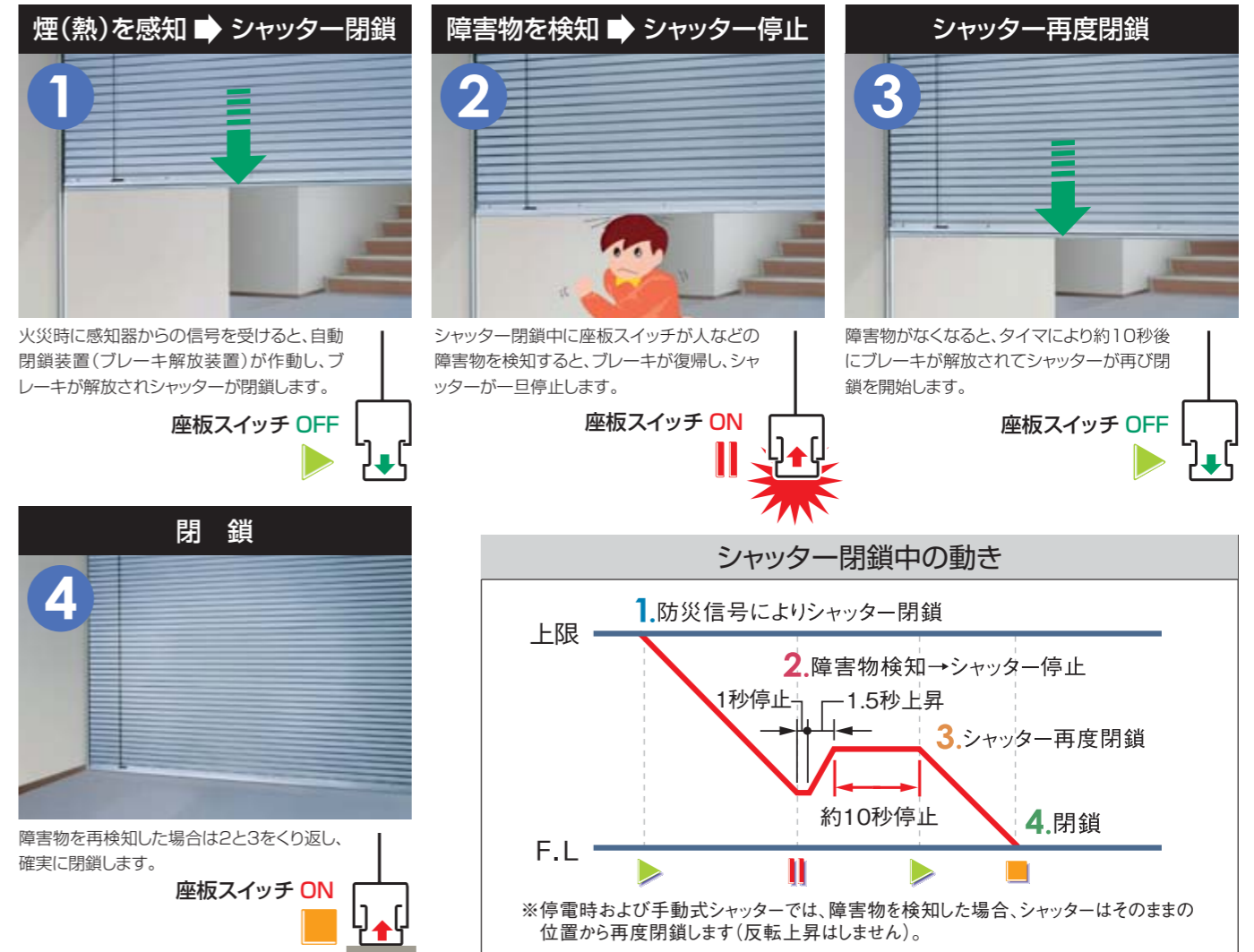
新設/既設、手動/電動を問わず取り付けられます。既設の場合も、部品を追加・交換するだけで、大がかりな改修工事の必要がありません*。

*高さ10mを超えるシャッター、型式の古いもの、また他社旧製品で当社で作動確認が取れていないものは、一式交換となるかあるいは、取り付けられない場合があります。



(注)危害防止用連動中継器の蓄電池を充電するために、電源(AC100VまたはAC200V)の供給が必要です。AC100V時には0.5A、AC200V時には0.25Aが必要です。

避難時停止装置の動作説明



建築基準法施行令第112条第14項の改正

(平成17年7月21日政令246号 平成17年12月1日施行)

防火区画に用いる防火設備に関して「閉鎖または作動をするに際して、当該特定防火設備または防火設備の周囲の人の安全を確保することができるものであること」という要件が追加されました。

●平成17年12月1日以降、避難時停止装置のない防火シャッターが設置されている建物はすべて「既存不適格」となり、増改築時に避難時停止装置の設置が必要となります。ただし、通行の用に供する部分に設ける場合に適用されますので、人が通らない場所に設置する場合(以下の3つの場合)は適用されません。

- ①ガラススクリーンと防火シャッターなどを併用しており、かつシャッターの降下位置に人が入れない場合(ただし、ガラススクリーンが通路側に、防火シャッターが奥側に設置され、人がシャッターに挟まれるおそれのない場合に限る)。
- ②防火シャッターなどの降下位置の手前に手すりがあるため人が通行できない場合。
- ③カウンター部分に防火シャッターなどを使用する場合。

平成20年4月より定期報告制度が変わりました

(平成20年国土交通省告示第282号 平成20年4月1日施行)

平成20年4月1日より、建築基準法第12条に基づく特殊建築物*1などの定期報告制度が変更され、防火設備[防火・防煙シャッター・防火ドア]は作動状況を調査することが義務づけられました。その際、危害防止機能のないすべての防火・防煙シャッターは、「要是正*2」と判定されます。当社としては、安全のため、これら「要是正」となった防火・防煙シャッターに避難時停止装置の設置をおすすめします。

*1 特殊建築物：劇場、映画館、病院、ホテル、共同住宅、百貨店などで一定規模以上のものです。

*2 要是正：修理や部品の交換などにより是正することが必要な状態であり、所有者などに対して是正をうながすものです。